

令和6年10月4日

組 合 員 各 位

裁判所共済組合本部

令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収猶予について（お知らせ）

令和6年能登半島地震（以下「本件地震」という。）により被災した組合員及び被扶養者の方は、下記のとおり保険医療機関等の窓口申し立てることで医療費の支払を猶予される場合がありますので、お知らせします。

詳しくは、所属の共済組合へお問い合わせください。

記

1 支払を猶予される医療費

- (1) 一部負担金
- (2) 保険外併用療養費に係る自己負担額
- (3) 訪問看護療養費に係る自己負担額
- (4) 家族療養費に係る自己負担額
- (5) 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

ただし、(2)及び(4)について、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは含まれません。

2 対象者

本件地震に係る災害救助法の適用市町村（別添のとおり。ただし、1月1日現在）に住所を有する（本件地震の発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）者のうち、次のいずれかの申し立てを保険医療機関等へ行った者

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った旨
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3 猶予期間

令和6年12月までの診療分及び調剤分に係る上記1の医療費について、令和6年12月末日まで支払を猶予する。